

伊 勢 市 公 報

第 217 号
平成 26 年 11 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程の一部を改正する訓令	7
告 示	
○ 市道の路線の認定について	9
○ 道路の区域の決定について	10
○ 道路の供用開始について	11
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	12
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	13
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	14
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	15
○ 犬の抑留について	16

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 11 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成17年伊勢市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「指定情報処理機関サーバ」の次に「、認証業務連携サーバ」を、「以下同じ。）に通知し」の次に「、市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、住民基本台帳カード（法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を発行し」を加え、「提供を行うシステム」を「提供を行い、法第30条の8第3項又は法第30条の11第9項の通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）の提供を行うためのシステム」に改め、同条第2号中「都道府県知事」を「転入通知（法第9条第1項の規定による通知をいう。）、住民票の写しの交付の特例（法第12条の4の規定による住民票の写しの交付をいう。）、戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項の規定による通知をいう。）及び転入届の特例（法第24条の2の規定による住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。）のために必要な情報を市区町村長間で通知し、並びに都道府県知事」に、「行うための市区町村長の使用に係る電子計算機」を「行い、又は住民基本台帳カードを発行するための市区町村長の使用に係る電子計算機」に改め、同条中第9号を削り、第8号を第9号とし、同条第7号中「データ及びプログラムを記録した」を削り、「含む。）」を「含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラム」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 認証業務連携サーバ 都道府県知事が電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3

条第1項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けている者に係る異動等情報を利用し、又は都道府県知事若しくは指定情報処理機関が指定認証機関(同法第34条第1項に規定する指定認証機関をいう。)に対し、電子証明書の発行を受けている者に係る異動等情報の提供を行うための都道府県知事若しくは指定情報処理機関の使用に係る電子計算機をいう。

第2条第10号を次のように改める。

- (10) 照合情報認証 静脈等の情報に不可逆演算を施して登録された情報(照合情報)と認証時に読み取られる情報を照合することにより認証する方法をいう。

第2条に次の3号を加える。

- (11) 照合ID 操作者を識別するためのIDをいう。
(12) 操作者ID 操作権限を識別するためのIDをいう。
(13) コミュニケーションサーバ端末 住民基本台帳ネットワークシステムの業務を実施するための端末機(住民基本台帳カードの発行管理業務を行うための端末であるカード発行端末を含む。)をいう。

第4条第2項中「コミュニケーションサーバ、ネットワーク機器その他住民基本台帳ネットワークシステムの維持に必要な機器を設置する室(以下「設置室」という。)の管理を担当する部署を所轄する部の長」を「環境生活部長」に改める。

第5条第2項中「設置室の管理を担当する部署の所属長」を「環境生活部戸籍住民課長」に改める。

第6条第2項中「住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署の所属長」を「環境生活部戸籍住民課長、二見総合支所生活福祉課長、小俣総合支所生活福祉課長及び御菌総合支所生活福祉課長」に改める。

第7条第2項第5号中「電子計算組織管理運営規則」を「伊勢市電子計

算組織管理運営規則」に改め、同項第6号中「個人情報保護条例」を「伊勢市個人情報保護条例」に改める。

第8条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第24条第3項中「地方自治情報センター」を「地方公共団体情報システム機構」に改め、同条を第25条とする。

第23条を第24条とし、第18条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条中「セキュリティ責任者」を「アクセス管理責任者」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項各号列記以外の部分中「操作者用ICカード及びパスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者ID」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 照合ID及び操作者IDを他者に利用させないこと。
- (2) 目的外の利用等を行わないこと。

第13条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項を削り、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(照合ID、照合情報及び操作者ID)

第13条 アクセス管理責任者は、照合ID、照合情報及び操作者IDに関し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 操作者に対し照合IDを付与する場合は、その操作者が適正に照合情報を登録するように管理し、その上で、照合IDに対して業務に必要な操作者IDを付与すること。
- (2) 業務に変更が生じた場合は、適切に操作者の照合IDに操作者ID

を追加し、又は操作者の照合 I D から操作者 I D を削除すること。

- (3) 操作者の退職、人事異動等には、照合情報を削除することにより照合 I D を無効化すること。
 - (4) 照合 I D 及び操作者 I D の管理簿を作成すること。
 - (5) 操作者 I D の付与が適切に実施されていることを適時確認すること。
- 第12条を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「セキュリティ責任者は、本市が設置する住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器（以下「システム構成機器」という。）のうち次に掲げるものの適正な管理及び運用を図るため、当該機器に係る」を「アクセス管理責任者は、次に掲げるシステム構成機器について、業務アプリケーションに対する」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) コミュニケーションサーバ端末

第11条第2項第2号中「操作者用 I C カード及びパスワード」を「照合情報認証」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（アクセス管理責任者の設置）

第11条 住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器（以下「システム構成機器」という。）のアクセス管理を実施するため、アクセス管理責任者を置く。

- 2 アクセス管理責任者は、環境生活部戸籍住民課長、二見総合支所生活福祉課長、小俣総合支所生活福祉課長及び御菌総合支所生活福祉課長をもって充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規
程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 11 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第8号

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程の一部を改正する訓令

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程（平成17年伊勢市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を「第27条」に改める。

第4条の表レベル1の項中「システムの維持に必要な機器」を「コミュニケーションサーバ」に、「システムを構成する端末機（以下「端末機」という。）」を「コミュニケーションサーバ端末」に改め、同表レベル2の項及びレベル3の項中「端末機」を「コミュニケーションサーバ端末」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 107 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 26 年 11 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
野村 26-10 号線	野村町 5581 番 2 地先		
	野村町 5582 番 2 地先		

伊勢市告示第 108 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 26 年 11 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	野村 26-10 号線	6.0 ~ 9.5	36

伊勢市告示第 109 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 11 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
野村 26-10 号線	野村町 5581 番 2 地先 野村町 5582 番 2 地先	平成 26 年 11 月 6 日

伊勢市教育委員会告示第 16 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 11 月 13 日

伊勢市教育委員会
委員長 八木雅文

記

- 1 日 時 平成 26 年 11 月 17 日（月）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 24 号 平成 26 年度教育関係補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 25 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第 26 号 伊勢市社会教育委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第 59 号

平成 26 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 11 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 60 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 26 年 11 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
※休日は、本庁舎 1 階守衛室

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市公告第 88 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 89 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一之木 4 丁目	雑種	こげ茶	雄	小	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 26 年 11 月 7 日

3 抑留期限 平成 26 年 11 月 14 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）